

(令和6年1月25日現在)

岩手県総務部税務課

納税通知書等作成業務 仕様書等に対する質問への回答票

No.	資料名称	該当項目 (ページ等)	質問内容 (原文のまま掲載しています)	回答	質問日	回答日
1	別紙1 帳票一覧	No.18 : No.17 No.19 : No.20 No.34 : No.35	<p>以下の封入枚数の対比について、以下の通り回答いただきましたが、鑑になる帳票 (印字された宛名が封筒の窓から見えるもの) と紐付けされる帳票の数が合致していないものはどのように考えれば良いのでしょうか? (実際の通知物の通数は何通になりますでしょうか?)</p> <p>No17 (鑑) : No18 = 1 : 1 (枚数はNo17が11,000、No18が1,500と記載) No19 (鑑) : No20 = 1 : 1 (枚数はNo19が3,600、No20が30,000と記載) No34 (鑑) : No35 = 1 : 1 (枚数はNo34が15,000、No35が40,000と記載)</p>	<p>No17 (鑑) : No18 = 1 : N 未納がある場合のみNo18を同封する仕様となります。1.22の回答については訂正します。</p> <p>No19 (鑑) : No20 = 1 : N 未納がある場合のみNo20を同封する仕様となります。1.22の回答については訂正します。 枚数はNo19が30,000枚、No20が3,600枚と記載しています。</p> <p>No34 (鑑) : No35 = 1 : 1 No34 (鑑) とNo35は同一枚数になる想定であるため、別紙1「帳票一覧」No35の枚数を修正します。</p>	R6.1.24	R6.1.25